

免許番号 共第23号

漁場の位置 高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合

漁場の区域 次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点（北緯34度44.92分、東経134度45.81分）

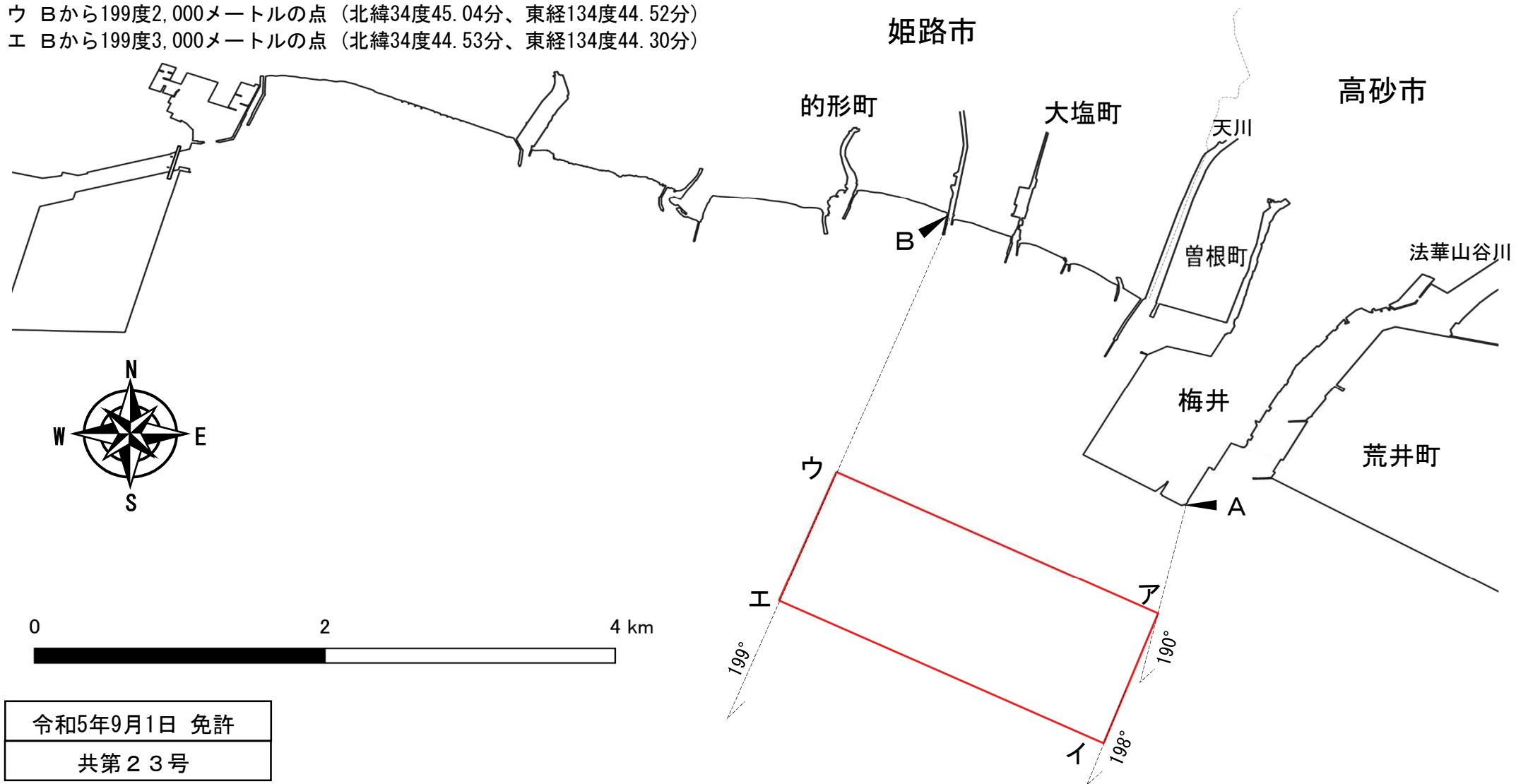
B 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界（北緯34度46.07分、東経134度44.94分）

ア Aから190度820メートルの点（北緯34度44.48分、東経134度45.71分）

イ アから198度1,000メートルの点（北緯34度43.97分、東経134度45.51分）

ウ Bから199度2,000メートルの点（北緯34度45.04分、東経134度44.52分）

エ Bから199度3,000メートルの点（北緯34度44.53分、東経134度44.30分）



令和5年9月1日 免許
共第23号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第23号		摘 要			

免許番号		共第23号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合  姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		